

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 公益社団法人岐阜県看護協会（以下「事業者」という。）が設置する岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 介護サービスの提供に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 介護サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山	高山市冬頭町588番1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、介護サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命

令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員。児童発達支援管理責任者と兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する介護サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、介護サービスの目標及びその達成時期、介護サービスを提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 嘱託医 1名

(4) 看護職員 11名（常勤職員2名、非常勤職員9名）

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 理学療法士 5名以上

理学療法士は、生活介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 生活支援員 1名（常勤職員）

生活支援員は、利用者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行う。

(7) 運転手 4名 (非常勤職員)

運転手は、利用者の送迎等を行う。

(8) 事務職員 2名 (非常勤職員)

事務職員は、事業所運営上必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日までの期間、及び事業所が必要に応じて設ける臨時休業日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 営業日に同じ。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、5名とする。

(対象者)

第7条 事業所において介護サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 重症心身障がい者 (重度の知的及び上肢、下肢、体幹の機能障害)

(2) 難病等対象者

(介護サービスの内容)

第8条 事業所で行う介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴又は清拭

(4) 身体等の介護

(5) 創作的活動 (絵画、工作、園芸等)

(6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(7) 生活相談

(8) 健康管理

(9) 送迎サービス

(10) 前各号に掲げる便宜に付随する便宜

第2号から第9号に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介

護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 介護サービスを提供した際には、利用者から当該介護サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない介護サービスを提供した際は、利用者から当該介護サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護サービスに要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 創作的活動に係る材料費 1日につき 100円

(2) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき 500円

(3) 日用品費 実費

(4) 食事の提供に係る費用 1食あたり 750円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(5) 送迎サービスの提供に係る費用

(ア) 事業所から片道 5km未満 基本料金に含む

(イ) 事業所から片道 5km以上 5kmを超える距離（1km未満の端数は四捨五入）1kmにつき 37円

(6) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高山市、飛騨市及び下呂市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) 口論などの喧嘩等により、他の人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 運営管理上の必要な指示には従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第13条 現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 介護サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条の2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

- 第15条 提供した介護サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した介護サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、又、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものと

する。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催と、その結果の職員への周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束等の禁止）

第17条の2 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等という。」）を行わない。

2 事業所は、身体的拘束等を行場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（衛生管理等）

第17条の3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）のおおむね6月に1回以上の開催と、その結果の職員への周知徹底

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該介護サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 事業所は、介護サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が事業所の管理者の意見を考慮し定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和6年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、令和7年5月15日から施行する。